

寄 附 行 為

財団法人 歴史民俗博物館振興会

財団法人 歴史民俗博物館振興会 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人歴史民俗博物館振興会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県佐倉市城内町1-1-7番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国立歴史民俗博物館が一般公衆を対象として行う普及啓蒙活動の支援を行うとともに、国立歴史民俗博物館その他の歴史民俗関係の博物館等が行う調査研究活動の援助等を行うことにより、わが国の歴史民俗関係の博物館等の一層の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 国立歴史民俗博物館が一般公衆を対象として行う普及啓蒙活動の支援
- (2) 歴史民俗関係の講演会、公開講座・セミナー等の開催
- (3) 歴史民俗関係の図書、雑誌等の出版物の頒布
- (4) 国立歴史民俗博物館その他の歴史民俗関係の博物館等が行う調査研究活動の援助
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の資産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会

の決議を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議を経、かつ、文部科学大臣の承認をうけて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告及び財産増減理由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に余剰金があるときは、理事会の決議を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担)

第13条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内（うち理事長1名及び常務理事1名とし、副理事長を置くことができる。）

(2) 監事 2名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長、副理事長及び常務理事を定める。

2 理事の選任にあたっては、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の数が、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係にある者を含む）又は職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務）

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき、または欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、法人の業務を処理する。

4 理事長及び副理事長に事故があるとき、または欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

5 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

6 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

（監事の職務）

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- （1） 法人の財産の状況を監査すること。
- （2） 理事の業務執行の状況を監査すること。
- （3） 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会または文部科学大臣に報告すること。
- （4） 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または評議員会を招集すること。

（役員任期）

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員解任）

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

- （1） 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- （2） 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員報酬）

第21条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の決議を経て理事長が定める。

（評議員選出）

第22条 この法人には、評議員15名以上20名以内をおく。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。ただし、評議員は、役員を兼ねることができない。

3 評議員の選出にあたっては、役員のいずれか1人とその親族その他特殊の関係のある者の数または評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の数が評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、必要な職員をおく。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給または無給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第27条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の義務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 前2条の規定は、評議員についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第30条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第31条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第7章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第32条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第6号の書類は永年、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

第33条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(附則)

1. この寄附行為は、文部大臣の設立許可のあった日から施行する。
2. 第14条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は、文部大臣の設立許可のあった日から昭和61年3月31日までとする。

3. 第16条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。

理事 (理事長)	田城寺	次郎
理事 (常務理事)	玉利	勲
理事	安西	浩
理事	石坂	一義
理事	井上	薫
理事	大塚	初重
理事	菊間	健夫
理事	児玉	幸多
理事	斎藤	正
理事	桜井	徳太郎
理事	土田	直鎮
理事	厩尾	俊哉
理事	沼田	武
理事	一柳	東一郎
理事	茂木	克巳
理事	山折	哲雄
監事	緒方	太郎
監事	近藤	道生

4. 従来国立歴史民俗博物館友の会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。